

## 第 1 章 総則

### 第 1 条(約款の適用)

1. 当社は、JSTV 有料放送サービス約款(以下「本約款」といいます)を定め、これにより JSTV 有料放送サービス(以下「本サービス」といいます)を提供します。
2. 当社は、本約款のほか、本サービスに関する個別の視聴契約約款、ガイドライン、諸手続(以下「個別規定等」と総称します)を定めることがあります。この場合、個別規定等は本約款の一部を構成し、またはこれに準じるものとします。本約款と個別規定等との間に齟齬が生じた場合は、個別規定等が本約款に優先して適用されます。
3. 当社は、ケーブル TV 事業者及び IPTV 事業者等の再送信事業者と本サービスの再送信契約を締結しており、再送信事業者と視聴契約を締結することにより本サービスを視聴することもできます。その場合、本約款は適用されません。

### 第 2 条(約款の変更)

当社は、会員に通知の上、本約款または個別規定等を変更することがあります。その場合、変更後の約款もしくは個別規定等が適用されます。通知方法は、本サイトへの掲示によります。なお、その他の通知についても、本約款に別段の定めがある場合を除き、本サイトへの掲示をもって効力を生じるものとします。

### 第 3 条(用語の定義)

本約款において使用する用語は、次のように定義します。

#### JSTV

英国 Ofcom より当社に交付された免許に基づき当社が行う日本語有料放送サービス。視聴方法により「衛星放送」「インターネット・サイマルキャスト」、「JSTV プラスワン」などの種類があります。

#### 衛星放送

パラボラアンテナとデコーダーおよび視聴カードによって、JSTV の衛星からの暗号化された信号を直接受信し、復号化して視聴することおよびこれに附帯するサービスの総称。本サイトでは「衛星放送アンテナ受信」として販売することがあります。

#### インターネット・サイマルキャスト

電気通信回線を通じて、JSTV を同時再送信するサービスおよびこれに附帯するサービスの総称。本サイトでは「JSTV-i インターネット受信」として販売することがあります。

#### JSTV プラスワン

衛星放送視聴契約を締結した会員が、加えて「インターネット放送追加」プラン(同時ストリーム数は1に限定)等を同時に契約することにより、衛星放送とインターネット・サイマルキャストを同時に視聴できるサービスの総称

#### 会員登録申込者

本サイトに会員登録の申込みをする者

#### 会員

本約款に同意し、本サイトに会員登録した者

#### 会員登録情報

会員登録申込者が会員登録に際し、本サイトの申込画面または加入申込書に記載した自己に関する情報

#### 視聴契約

本サービスを利用するための契約

#### 視聴カード

衛星放送の受信において、衛星放送デコーダー(チューナー)に挿入し、暗号化された JSTV の衛星からの信号を復号化して視聴できるようにする IC カード

## 利用端末

衛星放送においては、受信のために必要なパラボラアンテナとデコーダー、インターネット・サイマルキャストの受信においては、インターネット接続機能を有し、当社が別途定める条件を満たすパーソナルコンピューター等。当社が認めるオペレーティングシステムを搭載した受信機器や STB を含む。

## コンテンツ

当社が本サービスで放送する番組および編成上必要な資料

## 本サイト

当社が本サービスに関連して運用する Web サイトの総称

## 法人会員

本サービスを法人として利用するために会員登録した者

## 法人視聴契約

法人会員が本サービスを利用するために当社と締結する視聴契約

## 第 4 条(業務の一部委託)

当社は、本サービス提供に際し、視聴契約申込みの取次ぎ、料金請求、会員登録情報管理その他の業務を当社が指定する事業者(以下「委託事業者」といいます)に委託できるものとします。

## 第 5 条(利用推奨環境)

本サービスの利用推奨環境は、当社が別途定め、本サイトに掲示します。

## 第 6 条(対象地域)

本サービスの対象地域は、JSTV が使用する放送衛星のカバーエリアです。ただし、インターネット・サイマルキャストは一部提供できない地域があります。対象地域は JSTV のホームページ (<http://www.jstv.co.uk/>) に掲示します。

## 第 7 条(本サービスの利用)

本サービスを利用するには、本約款の内容に同意した上で会員登録を完了し、別途視聴契約を締結することが必要です。

## 第 2 章 会員登録

### 第 8 条(会員登録および変更)

1. 会員登録申込者は、当社が定める方法により、本サイトにおいて会員登録の申込みを行わなければなりません。
2. 当社が申込内容を確認の上、会員登録申込者に対し承諾通知を行った時点で会員登録が完了し、会員登録申込者は会員となります。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員登録の申込みを承諾しないことがあります。
  - ① 会員登録申込者が、不正の目的をもって虚偽の内容を本サイトに登録または加入申込書に記入し、もしくはそのおそれがある場合
  - ② その他本サービスの提供に支障が生じるおそれがあると当社が判断した場合
4. 会員は、会員登録情報に変更が生じた場合、本サイトにおいて自ら変更登録するか、または JSTV カスタマーサービスに連絡するかの方法により最新情報を反映させるものとします。なお、会員登録情報のうち本サイトにおいて「必須項目」とされるものについては、会員は、直ちに変更しなければなりません。

### 第 9 条(会員登録情報の取扱い)

1. 当社は、会員登録情報を次の目的にのみ利用します。なお、EU 一般データ保護規則(GDPR)に定められた当社の Fair Processing Notice は、本サイトの Privacy Policy に掲載しています。
  - ① 本サービスの提供
  - ② 会員からの問い合わせへの対応
  - ③ 会員への請求書の発行
  - ④ 本サービスに関する通知またはプロモーションの案内
  - ⑤ 本サービスの向上に資する措置
  - ⑥ 当社の法令遵守状況を査定するための措置
  - ⑦ 当社の法令遵守のために必要な措置(英国内外の管理当局からの求めに応じた報告を行うことおよび監査を受けることを含む。)
  - ⑧ 詐欺行為、犯罪行為等を未然に防ぎ、検知するための措置
  - ⑨ 本サイトのセキュリティを維持するための管理上必要な措置
  - ⑩ 法執行機関からの指令に応じることおよび当社の法的権利を守るための措置
  - ⑪ 法律上許可されたその他の商業上の行為
  - ⑫ その他、本サービスに関連する法規制により求められ、または認められること。
2. 当社は、法令の定めにより、視聴契約が終了した会員の会員登録情報を一定期間保存する義務があるため、保存義務期間中会員情報を保持し、期間満了後に会員の求めがあった場合は削除します。
3. 当社は、会員登録情報管理業務を次の委託事業者に委託します。

Paywizard Group PLC  
会社情報: <https://www.paywizard.com/about/>  
プライバシー・ポリシー: <https://www.paywizard.com/privacy-policy/>

## 第 10 条(ユーザーネームおよびパスワードの管理)

1. 会員は、一会員登録につき組のユーザーネームおよびパスワードを登録することができます。
2. 会員登録時にユーザーネーム、パスワードを登録していない会員は、当社が別途定める方法により登録することができます。
3. 会員は、ユーザーネームおよびパスワードを、善良なる管理者の注意義務をもって使用および保管するものとし、当社は、ユーザーネームまたはパスワードの使用上の過誤または第三者による不正使用等について一切責任を負わないものとしします。

## 第 3 章 視聴契約

### 第 11 条(視聴契約の単位等)

1. 個人による衛星放送視聴契約の場合は、1 契約ごとに視聴カード 1 枚、また個人によるインターネット・サイマルキャスト契約の場合は、視聴契約の種類に応じた数のストリームを会員に対し提供するものとしします。法人視聴契約は、当社が別途定める法人視聴契約約款に従うものとしします。
2. 個人視聴契約は、会員本人が単独あるいは同一世帯内で個人的に本サービスを視聴することを目的とするものであり、会員は、目的の如何を問わず不特定多数に対して本サービスを視聴させることはできません。法人視聴契約は、当社が別途定める法人視聴契約約款に従うものとしします。

### 第 12 条(視聴契約の締結)

1. 会員が本サービスを利用するには、自らの視聴方法に応じて「衛星放送」、「インターネット・サイマルキャスト」または「JSTV プラスワン」などの視聴契約を選択し、本サイトにおいて視聴契約締結の申込みを行わなければなりません。なお、当社は、視聴契約締結の申込みを会員登録と同時に受け付けることがあります。
2. 当社が申込内容を確認の上、会員に対し承諾通知を行った時点または当サイトでの申込が完了した時点で視聴契約が締結されたものとしします。
3. 当社は、視聴契約締結の申込みを行う会員が次の各号のいずれかに該当する場合、視聴契約締結を承諾しないことがあります。
  - ① 本サービスの料金の支払いを現に怠り、またはその明白なおそれがある場合

② 当該会員の責めに帰すべき事由により視聴契約が解除され、または本サービスの提供が停止されたことがある場合

4. 当社は、会員が初めて本サービスを利用する場合に限り、会員の視聴環境が整うまでの期間に限定した無料視聴契約の締結を認めることがあります。この場合、会員の視聴環境が整ったと当社が判断した時点で有料視聴契約に移行し、その時点から視聴料金が発生します。

### 第 13 条(視聴契約の有効期間等)

1. 視聴契約の有効期間は、前条第 2 項に定める視聴契約締結日または第 4 項に定める有料視聴契約移行日から開始し、視聴契約に定める期限まで継続するものとします。
2. 衛星放送の最短有料契約期間は 3 ヶ月、また、インターネット・サイマルキャストの最短有料契約期間は 1 ヶ月とします。
3. キャンペーン特典対象者の視聴契約期間については、当社が別途定めるキャンペーン約款に準ずるものとします。

## 第 4 章 視聴料金

### 第 14 条(視聴料金および支払い)

1. 会員は、本サービスの利用にあたり、視聴契約の種類ごとに当社が別途定める視聴料金を月単位で支払うものとします。当社は、視聴開始日に初月分を請求し、2 ヶ月目以降は、毎月の視聴開始日応答日に請求します。例えば、7 月 26 日が視聴開始日の場合、当社は初月視聴料金を 7 月 26 日に請求し、翌月以降は毎月 26 日に当月分を請求します。該当する応答日がない月は、当該月の末日に請求します。
2. 視聴料金については、会員の居住地域により、支払通貨および価格が異なります。また、視聴契約の種類によっても価格が異なります。それぞれの視聴料金は本サイト上に掲載します。会員が当社の定める支払通貨の異なる国に転居する場合、当社が当該国に対して定める支払通貨および価格が適用されます。
3. キャンペーン特典対象者の視聴料金および支払方法については、当社が別途定めるキャンペーン約款に準ずるものとします。
4. 当社は、当社が適当と判断する方法で会員に事前に通知することにより、視聴料金および支払方法を変更できるものとします。視聴料金および支払方法変更の詳細は、本サイト上に事前に掲示することにより、会員への通知に代えることができるものとします。

### 第 15 条(クレジットカード情報等支払方法の登録)

1. 当社は、視聴料金請求業務を、次の委託業者に委託します。

Global Payments UK

会社情報: <https://www.globalpaymentsinc.com/en-gb>

プライバシーポリシー: <https://www.globalpaymentsinc.com/en/privacy-statement>

2. 視聴料金支払いのためのクレジットカード等の情報は、会員が本サイトから自動登録する方法と、会員から送付された加入申込書記載の情報を元に、JSTV カスタマーサービスが会員に電話で連絡をとり、会員のクレジットカード情報等の支払方法を確認して代理登録をする方法があります。
3. 会員による自動登録の場合は、会員が本サイトで希望する視聴契約を選択し、クレジットカード情報等の支払方法を登録した上でチェックアウトをすることにより行います。この場合、クレジットカード情報等の支払方法は、本サイトの登録画面に会員が直接入力し、Global Payments UK 社のデータベースに登録されます。
4. JSTV カスタマーサービスによる代理登録の場合は、会員による視聴契約締結の申し込みを受けて、JSTV カスタマーサービスが会員のクレジットカード情報等の支払方法を電話で会員に確認し、Global Payments UK 社のデータベースに登録します。登録完了後は会員のクレジットカード情報は当社に一切残りません。
5. 会員がクレジットカードの変更を希望する場合、本サイトの会員情報ページから会員が自ら変更後のクレジットカード情報を登録するか、または JSTV カスタマーサービスに電話で通知するものとします。JSTV カスタマーサービスがカード

情報の代理登録を行う場合は、カード情報は Global Payments UK 社のデータベースに直接登録され、登録完了後は会員のクレジットカード番号情報は当社には一切残りません。

6. 会員がやむを得ない事情によりクレジットカード等による支払いができない場合、銀行振込または小切手(英国のみ)による支払いを認める場合があります。銀行振込または小切手による支払いは、6ヶ月毎の前払いとし、支払月は4月および10月とします。この期間中に視聴期間が開始する場合は、直後に到来する支払月までの視聴料金を支払うものとします。視聴期間開始が月中の場合、当該月の視聴料は日割計算します。なお、銀行振込の場合、振込手数料は会員負担となります。

## 第5章 本サービスの利用

### 第16条(視聴カードの貸与)

当社は、会員に対し、衛星放送視聴契約締結時に受信のために必要な視聴カードを1契約につき1枚貸与します。なお、視聴カードは当社の所有物であり、視聴契約終了または中途解約の場合、会員は速やかに視聴カードを当社に返却するものとします。視聴カードが返却されない場合、当社は、会員に対し、理由の如何を問わず視聴カード代金として1ヶ月分の視聴料相当額を請求します。

### 第17条(設備等の準備等)

1. 会員は、衛星放送またはインターネット・サイマルキャストにより本サービスを受信するための利用端末、通信機器、ソフトウェアその他必要となる全ての機器の準備、設置、接続および設定、回線利用契約の締結ならびにアクセスポイントへの接続、インターネット接続サービスへの加入その他本サービスを利用するために必要な準備を、自己の費用と責任において行うものとします。
2. インターネット・サイマルキャストによる本サービスの利用に関し、会員のインターネット・プロバイダーの料金設定により本サービスを受信することによって追加料金が発生する場合、当該超過料金は会員の負担となります。
3. 会員による本サービスの利用において、当社は、当社が提供するサービスのみをサポートし、それ以外の通信機器、通信回線等の環境については、接続情報の提供も含めサポートは行いません。
4. 会員が利用するインターネット・プロバイダー等の設備の不具合等、当社が提供するサービス以外の事由による問題で会員が被った被害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

### 第18条(禁止行為)

1. 会員は、本サービスを個人で視聴するものとし、本サービス利用に関連して、次の行為を自らまたは第三者を通じて行うことはできません。
  - ① 本サービス対象区域外から本サービスを利用する行為
  - ② 本サービスを不特定多数に視聴させる行為
  - ③ 視聴カード、ユーザーネームおよびパスワードを非会員に対し貸与するなどして非会員に本サービスを視聴させる行為
  - ④ 本サービスにより配信される映像、音声、文字等を、著作権法で認められる私的利用の範囲を超えて複製、出版、上映、譲渡、公衆送信、送信可能化、改変その他の態様により利用する行為
  - ⑤ 本サービスにおいて施されているコンテンツ保護技術を、改変その他の方法により無効化する行為
  - ⑥ 本サービスの利用において、当社または第三者の知的財産権、プライバシー、肖像権等を侵害する行為、会員または第三者の営利を目的とする利用行為
  - ⑦ 当社の通信設備、コンピューターその他の機器およびソフトウェアに不正にアクセスし、または運用に支障を与える行為もしくはそのおそれのある行為
  - ⑧ 当社が提供した受信機器に不正にアクセスし、またはソフトウェアを改変する行為
  - ⑨ 当社が、本サービスの利用にあたって会員に提供する専用アプリケーションを分解または解析し、その仕組みや仕様を改変して本サービスの不正利用その他の目的のために利用する行為
2. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの全部または一部の提供を停止することがあります。
  - ① 不正の目的をもって当社に虚偽の会員登録情報を登録したことが判明した場合
  - ② 前2項の禁止行為のいずれかを行ったことまたはその明白なおそれがあることが判明した場合

- ③ 本サービスにより発生した金銭債務を期日までに支払わない場合
- ④ その他、当社の業務遂行または当社の設備に著しい支障を及ぼし、またはそのおそれがある行為をした場合

## 第 19 条(チャンネルの変更・サービスの中止等)

1. 当社は、放送中の中継器などが故障した場合、本サービスを維持するため、会員に事前に通知のうえ使用するチャンネルを変更することがあります。また、当社は本サービスの視聴品質を良好に保持するため、会員に事前に通知のうえ本サービスを一時的に停止することがあります。
2. 当社は、当社の判断により、視聴契約期間中であっても本サービスを終了することができるものとします。この場合、当社はあらかじめ適切な方法により、会員に対し、本サービス終了の予告をするものとします。

## 第 20 条(当社の責に帰すべき視聴障害)

1. 当社の故意または過失により本サービスの視聴が困難となった場合は、当社は調査を行ない必要な措置を講じます。
2. 当社が、会員の視聴料支払い済み期間のうち連続して 2 週間以上本サービスを提供できなかった場合は、視聴できなかった期間の視聴料を返金します。ただし、当社の責に帰すべきものではない場合はこの限りではありません。

## 第 6 章 解約等

### 第 21 条(会員が行う解約)

1. 会員は、当社の定める方法により当社に通知した上で、視聴契約を解除すること(以下「解約」といいます)ができます。ただし、第 13 条第 2 項に定める最短有料契約期間中は解約できません。
2. 会員は、解約を希望する場合、次に予定されている視聴料決済日の 10 営業日前までに当社に通知するものとします。また、銀行振込・小切手(英国)による支払いの場合は、解約希望月の月末から数えて 10 営業日前までに当社に通知するものとします。通知が遅れたことによって次の視聴期間分の視聴料金が課金された場合は返金しません。
3. 会員が本サービス対象地域外に転出する等やむを得ない理由によって最短有料契約期間内に解約を希望する場合、当社は、会員が最短契約期間満了までの視聴料金を支払うことにより、最短有料契約期間中の解約を認めることができます。
4. 当社は、会員による解約通知の送達を受けて解約処理を行い、解約処理が完了した日(以下「解約日」といいます)に処理完了を会員に通知します。会員は、視聴料金支払済期間は視聴を継続することができ、視聴契約は、視聴料金支払済期間満了を持って終了します。視聴契約終了時までの視聴料金は返金しません。
5. 第 15 条第 6 項の定めにより銀行振込または小切手による視聴料金支払を認められた会員が解約する場合、当社は、支払済の視聴料金のうち解約日の属する月の翌月分以降の視聴料金を会員に連絡の上、銀行振込または小切手(英国のみ)で返金します。ただし、返金額は、返金方法ごとに必要な手数料を差引いた額となります。

### 第 22 条(当社が行う解約)

1. 当社は、会員が本サービス利用により発生した当社に対する金銭債務を支払期日までに支払わない場合、一定の期間を定めて催告した上、会員に対するサービスを停止して解約できるものとします。その場合、当社は、会員に対し、支払われるべき視聴料金を、支払期日から支払日前日までの間、規定の割合(Barclays Bank Base Rate+4%)で計算した遅延利息とともに請求します。
2. 当社は、会員が本サービスを第 18 条に定める禁止行為を行う目的で利用し、またはその明白なおそれがあるものと認められる場合は、直ちに当該会員に対する本サービスを停止して解約できるものとします。また、禁止行為が行われた期間について、正規に契約した場合に支払われるべき視聴料金を前項に定める割合で計算した遅延利息と共に請求します。(例: 視聴契約で認められる視聴者数を超える人数に視聴させていた場合、その視聴者人数分の視聴料金をいただきます。)
3. 第 1 項に基づき解約された者が、再契約を希望する場合、再契約の可否については当社が判断し、可とする場合にかぎり新たな視聴契約を締結するものとします。

### 第 23 条(不可抗力等による視聴契約の終了)

次の各号の事由により本サービスの提供が不可能な事態が生じた場合、視聴契約は直ちに終了するものとします。この場合、会員がそれまでに支払った視聴料金は返金しません。

- ① 不可抗力により、当社の配信設備等に回復不能の損害が生じた場合
- ② その他、本サービスを提供することが客観的に不可能と判断される事由が生じた場合

## 第7章 その他

### 第24条(違反等)

会員が本約款に違反し、または本サービスの利用に伴い、故意もしくは過失により当社もしくは第三者に対して損害を与えた場合、会員は、自己の責任と費用をもって一切の損害を賠償するものとします。

### 第25条(著作権等)

本サービス(コンテンツの映像、音声、文字等を含みます)に関わる著作権、著作隣接権、商標権、特許権その他一切の知的財産権は、当社または正当な権利を有する権利者に帰属するものであり、会員にはいかなる権利も付与されるものではありません。

### 第26条(権利譲渡禁止等)

会員は、視聴契約上の権利、義務その他会員としての地位の全部または一部について譲渡、賃貸その他の処分をすることはできません。

### 第27条(免責)

1. 当社は、本サービスで提供されるコンテンツを通じて会員が得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等、いかなる保証も行わないものとします。
2. 当社は、当社の責に帰すべき事由以外による本サービスの遅滞、変更その他本サービスに関連して発生した会員の損害について、本約款にて明示的に定める以外、一切の責任を負わないものとします。
3. 会員または当社以外の第三者の責に帰すべき事由によって会員が本サービスの全部または一部を利用できないことにつき、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 天災、事変、気象等による視聴障害、および「食」「太陽線」によるコンテンツ提供元からの伝送休止、その他当社の責に帰すことのできない事由によりJSTVの送出が不可能ないし困難となり、本サービスの視聴が不可能ないし困難となった場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

### 第28条(準拠法及び裁判管轄)

本約款はイングランドおよびウェールズ法に準拠するものとし、本約款に関する紛争については、英国裁判所を合意管轄とします。

### 第29条(言語)

本約款には、日本語の原本とその翻訳である英語版があります。日本語版と英語翻訳版の間に相違がある場合は、常に日本語版が優先するものとします。